

別冊

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年10月7日)

〔件名〕

- 1 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの情報開示に係る今後の対応について  
(循環型社会推進課)・・・1

生活環境部



# 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの情報開示に係る今後の対応について

令和元年10月7日  
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)は、保有する情報の公開に関して今後は、工夫して対応することとされたので、その概要を報告する。

## 【センターの今後の対応方針】

### 1 経緯

- ①センターでは、文書開示請求を受けた場合には、センターの情報公開規程に基づいて、これまで開示(及び非開示の判断)の対応を行ってきた。
- ②過去にセンターが生活環境影響調査に関連して実施した事業計画地周辺の井戸の利用状況調査のうち、個人所有の井戸を借用した調査の部分等の非開示(黒塗り)の方法について、令和元年9月県議会での議論を踏まえ、県からセンターに対し、見直し等の検討を伝えた。
- ③センターは、検討の結果、今後の開示に当たっては、個々の情報(記述内容、図、写真等の1点1点)ごとに吟味し対応するなど、開示の方法を工夫する方針である旨、県に報告があった。

※県議会で議論となった黒塗りした部分には個人情報が含まれることから、非開示部分とそれ以外の部分を分離するのに相当な時間を要するとともに、膨大かつ反復される開示請求に迅速に対応するため、結果として一括黒塗りとしたもの。

### 2 具体的な工夫例

- ①個人が特定される写真や図等は非開示の対象となるが、どのような理由で情報を黒塗りしたのか説明を書き入れる。(参照：例1)
- ②個人に影響を及ぼす調査結果等は非開示の対象となるが、非開示情報と併記されている調査内容(項目)など、支障のない情報については細かく開示する。(参照：例2、3)。

### 3 センターの情報公開規程

情報公開規程第1条では、「センターの運営に対する県民の理解と協力を深め、センターの公正な運営に資することを目的とするもの」と規定されている。その一方で、第3条第2項では、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定している。

#### ○具体的に「非開示情報」として定めているのは次の内容(規程第8条 ※条文要約)

1. 法令や条例により公にすることができない情報
2. 個人に関する情報(法令の規定や慣行により公開されるもの、人の生命・健康・生活・財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報を除く)
  - ①特定の個人が識別され得るもの。
  - ②特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。
3. 法人その他の団体等に関する情報(人の生命・健康・生活・財産を保護するため公にすることが必要と認められる情報を除く)
  - ①公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
  - ②公にしない条件で任意に提出されたもの。
4. 公にすることにより、人の生命・身体・財産・地位又は生活の保護・犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報
5. 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれがあるもの
6. 公にすることにより事務や事業の遂行に支障を及ぼす次のおそれがあるもの。
  - ①監査、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法や不当な行為を容易にし発見を困難にするおそれ
  - ②契約、交渉、争訟に係る事務に関し、センターの財産上の利益や地位を不当に害するおそれ
  - ③調査研究に関する事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に侵害するおそれ
  - ④人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ⑤経営上の正当な利益を害するおそれ

# 文書開示請求に係る非開示情報への対応案(例1)

淀江産業廃棄物管理型最終処分場別家検討委託業務(平成28年5月)

## 【対応案】

### H28.11月に開示した事例

#### 3-8. 井戸調査結果

周辺井戸の現況確認を目的とし、事業計画地の[黒塗り]に位置する[黒塗り]を調査した。調査箇所を図3-8-1に示す。井戸調査の結果、以降の事項が判明した。なお詳細は、井戸台帳として巻末に添付する。

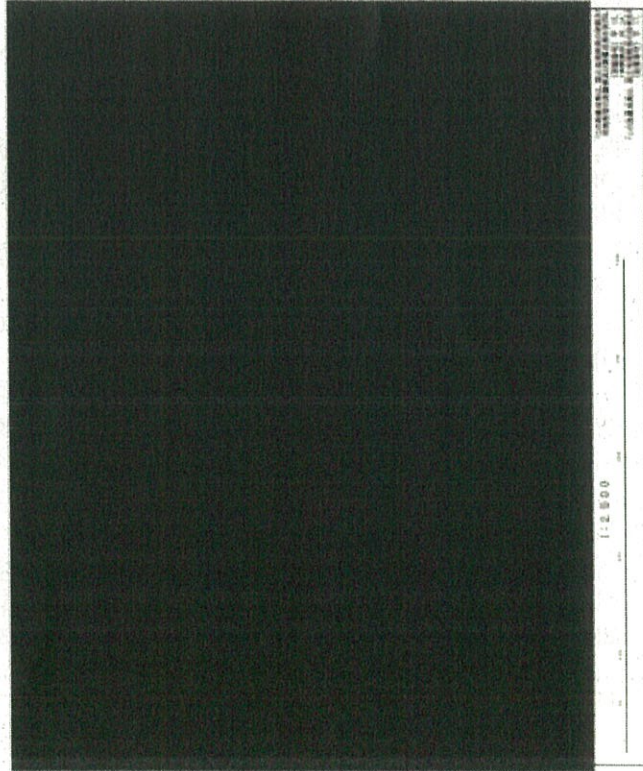


図 3-8-1 井戸調査位置図

#### 3-8. 井戸調査結果

周辺井戸の現況確認を目的とし、事業計画地の[黒塗り]に位置する[黒塗り]に位置する[黒塗り]を調査した。調査箇所を図3-8-1に示す。井戸調査の結果、以降の事項が判明した。なお詳細は、井戸台帳として巻末に添付する。

(補足説明)  
事業計画地は開示し、個人の井戸に関する位置情報は非開示(黒塗り)としております。

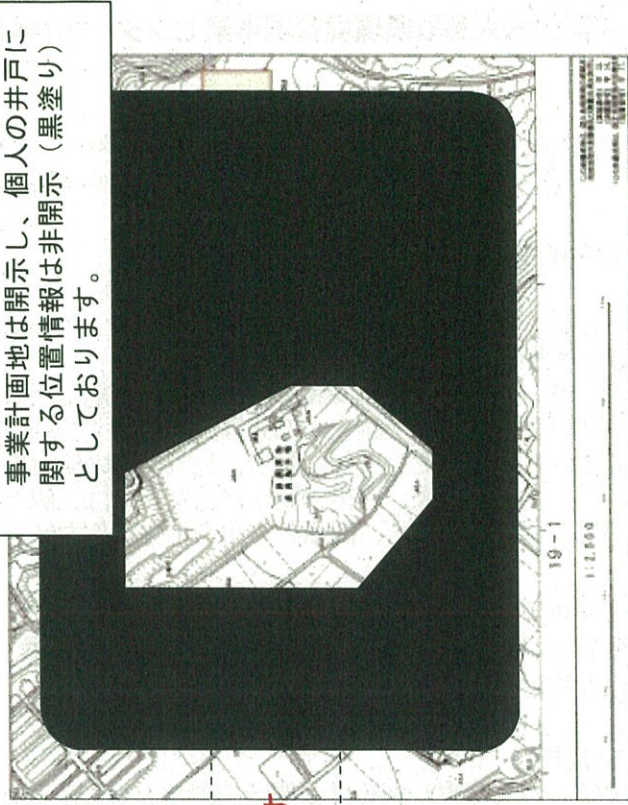


図 3-8-1 井戸調査位置図

※黒塗りの部分(文章・字)や塗る度合い(図など)を見直す  
※補足説明を追記する



# 文書開示請求に係る非開示情報への対応案（例2）

淀江産業廃棄物管理型最終処分場別案検討委託業務 巻末資料（平成28年5月）

【対応案】

## 井戸台帳

井戸番号	●	調査年月日	平成 27 年 12 月 12.17日
項目	内容及び実態		
住所	鳥取県米子市淀江町		
氏名	電 話		
職業	● 農業 ● 自営業 ● 会社員 ● 公務員 ● その他		
井戸所在地	● 個人 ● 共同 (世帯)		
用途	● 飲料用 ● 雑用水 ● 不使用 ● その他 他の利用状況		
使用人員	● 名 (大人名、小人名、乳児名) ● 常時 (夏、冬) ● 時々使用 ● 不使用 ● その他		
頻度	● 水量は多く溜れたことがない ● 季節によって濡れることがある ● 最近濡れやすくなった ● その他		
地下水位の状況	● 生水で利用している (良好) ● 降雨時に濡ることがある ● 煮沸してから利用している ● 水質が悪く使用していない ● その他		
地下水質の状況	● 上水道は入っていない ● 上水道と併用 (● 上水道が主 ● 地下水が主) ● 下水施設あり		
上水道の普及状況	● し尿類の自家処理あり ● 普及していない ● くみ取り ● 堆肥利用 ● その他		
下水道の普及状況	● 沖積地 ● 河川に近い (30m以内) 沖積又は洪積地 ● 段丘 ● 扇状地 ● 丘陵 ● 山地 ● 山間低地 ● その他		
井戸周辺の地形			

井戸型式	● 掘抜き井戸 ● 打込み井戸
井戸構造	● ボーリング井戸 ● 湧水 (横井戸)
①井戸内径	cm
②井戸外径	cm
③井戸高	cm
④地盤高	m
⑤井戸深度	m
⑥実測水位	m
調査時の採水	● 可能 ● 不可能
可能性 測水	● 可能 ● 不可能
揚水機の種類	● 手押しポンプ ● 自噴 ● 電動ポンプ ● その他
その他	①推定井戸年数 年 さく井年次 年頃 ②深井戸 ● 有 ● 無
ポンプ名	ポンプ名
揚程	● 吸込み ● m ● 押し上げ ● m ● 揚水量 ● リットル/分

現状見取図

個人の井戸に関する位置情報のため、非開示とします。

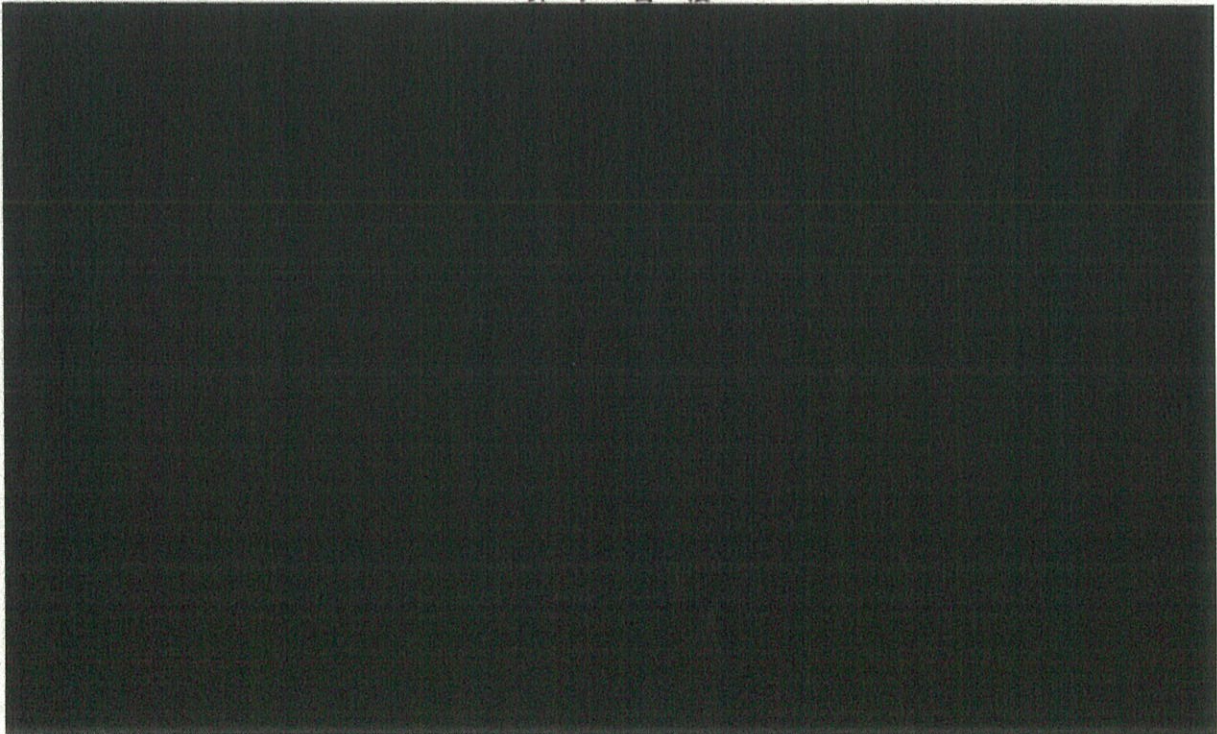
(井戸調査：H27.12.12、聞き取り調査H27.12.17)



全面(一括)黒塗りではなく、開示に支障がない「(情報)部分」は「消さず」に部分開示する。

H28.11月に開示した実例

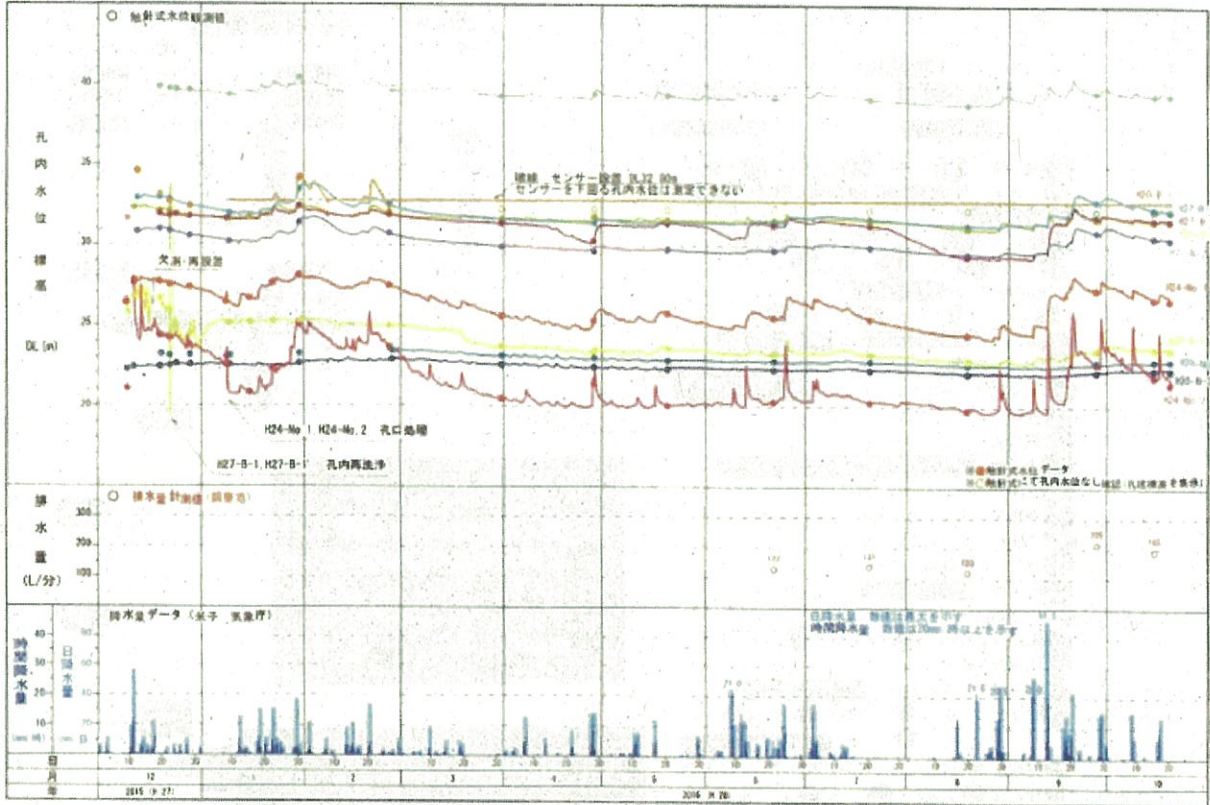
## 井戸台帳



# 文書開示請求に係る非開示情報への対応案（例3）

淀江産業廃棄物管理型最終処分場別案検討委託業務（平成28年5月）

H29.1月に開示した実例（対応済み）



初回は黒塗りで部分開示(下図)したが、その後改めて開示請求された(観測を継続実施していたため)際には、「非開示情報(個人の井戸データ)を消去した資料」(上図)として、開示提供している。

H28.11月に開示した実例

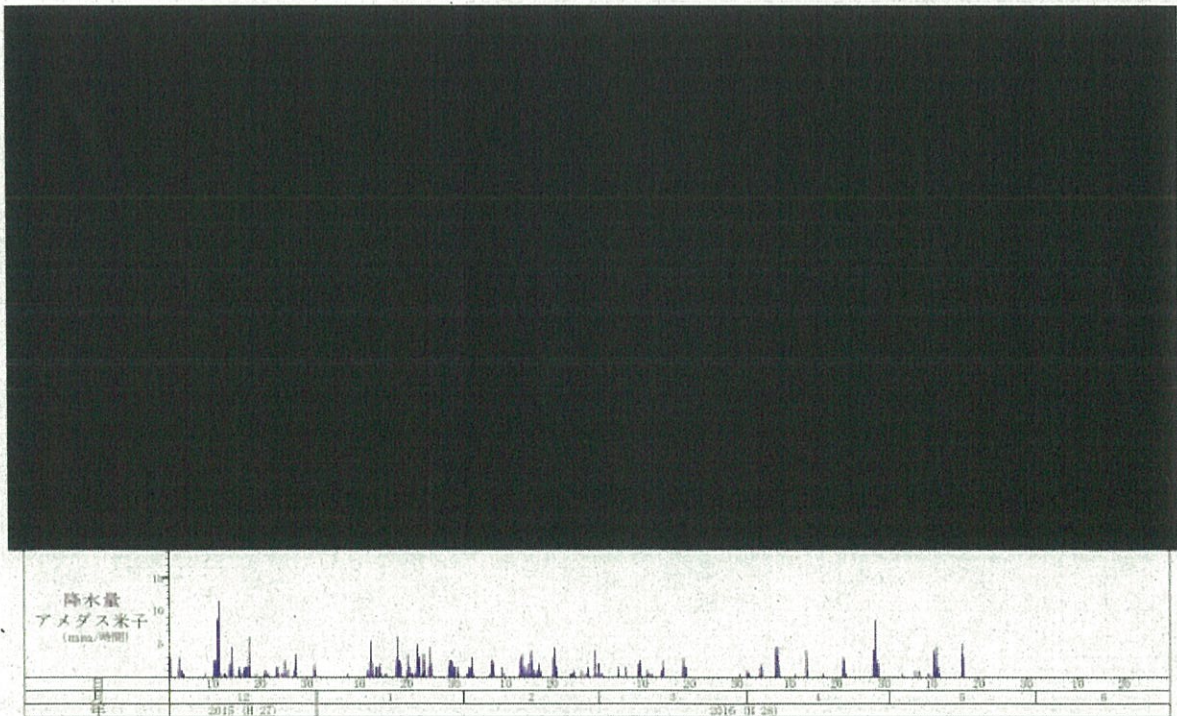


図 3-9-3 孔内および井戸水位変動図